

平成27年7月23日
九州地方整備局
長崎河川国道事務所

～ 世界遺産登録を踏まえた道路案内 ～

「九州ブロック道路標識適正化委員会 長崎部会」を開催します！

ユネスコ（国連教育科学文化機関）の第39回世界遺産委員会において「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産として、世界遺産一覧表に記載することが7月5日に決定されました。

「明治日本の産業革命遺産」は8県23構成資産からなり、長崎県の長崎市に小菅修船場跡、高島炭坑、端島炭坑、旧グラバー住宅など8つの構成資産があります。

そこで、長崎河川国道事務所、長崎県、長崎市、NEXCO西日本が連携して、世界遺産を巡る観光客がスムーズに目的地へ到着できるよう、道路の案内標識を整備していくことを検討します。

また、過年度から実施している海拔表示シートや英語表記等改善に関する進捗状況も報告します。

【日時】 平成27年7月27日（月）13：30～15：00

【場所】 国土交通省 長崎河川国道事務所 1階会議室

（議事案）

- ・世界遺産構成施設への道路の案内標識（案）
- ・海拔表示シートの整備進捗状況
- ・英語表記等改善の整備進捗状況
- ・その他

※会議の取材につきましては、頭撮りのみとさせていただきます。

※「道路標識適正化委員会」とは各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会です。別添、「長崎部会規約」参照。

【問い合わせ先】

国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所

電話：095-839-9211

保全対策官 ときかわ 三千夫

交通対策課長 いもと まきお 真樹男

九州ブロック道路標識適正化委員会 長崎部会規約

(名称)

第1条 この委員会は、九州ブロック道路標識適正化委員長崎部会（以下「部会」という）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、道路交通の安全と円滑を確保するため、長崎県内の道路標識の整備の向上を図る事を目的とする。

(組織)

第3条 部会は、長崎県内の道路標識に関する整備・改善計画に関係のある道路管理者をもって組織する。

(事業)

第4条 部会は、第2条の目的を達成するため次の事を決定する。

1. 道路標識の適正化に関する事
2. 高速道路等のインター名称の検討
3. その他必要とする道路標識の整備向上に関する事

(役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

1. 部会長は、長崎河川国道事務所長をもってあてる。
2. 部会員は、別表－1の役職のとおりとする。ただし必要に応じ部会長が指名するものを参加させることができる。

(部会)

第6条 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

(運営)

第7条 部会の運営方針及び重要な事項の決定は、部会の決議によるものとする。

1. 部会において決定した事項は、「九州ブロック道路標識適正化委員会」に報告するものとする。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、長崎河川国道事務所交通対策課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めによるもののほか、本会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

付則

この規約は、平成20年12月24日より施行する。

平成23年4月1日 第8条を一部変更（組織改正による）

平成26年7月17日 別表－1を一部変更

(別表－1)

「九州ブロック道路標識適正化委員会 長崎部会」構成員

所 属	役 職	備 考
国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所	事務所長	部会長
長崎県 土木部 道路建設課	課長	部会員
長崎県 土木部 道路維持課	課長	部会員
西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所	所長	部会員
西日本高速道路(株)九州支社 佐賀高速道路事務所	所長	部会員
国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所 交通対策課		事務局

別紙

平成 27 年度 九州ブロック標識適正化委員会 長崎部会

開催場所：長崎河川国道事務所 1階会議室

開催日時：7月27日(月) 13:30～

議事次第(案)

1. 開会

2. 部会長挨拶

3. 出席者の紹介

4. 議事

(1)【事項確認】世界遺産登録に伴う施設の案内方法

(2)【報告】H24 年度実施 海拔表示シートの整備進捗状況

(3)【報告】H25 年度実施 英語表記等の改善の整備進捗状況

(4)次期世界遺産登録候補の道路の案内標識について

5. 閉会